

令和 3 年度

第 9 回庄原市農業委員会総会 会議録

日時 令和 3 年 12 月 6 日（月） 午後 1 時 30 分～午後 2 時 44 分

場所 庄原市ふれあいセンター

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積計画（12 月 28 日公告）の決定について

議案第 3 号 農用地利用配分計画原案の承認について

議案第 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 6 号 非農地証明申請について

各委員の出欠状況

席番	氏 名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
1	植木 登夫	○		13	明賀 美伸	○	
2	原田 實夫	○		14	藤原 富雄	○	
3	堀江 唯雄	○		15	柳生 卓三	○	
4	木村 英宗	○		16	高坂 勝博	○	
5	三吉 和宏	○		17	金本 篤子	○	
6	増谷 克則	○		18	前田 憲二	○	
7	入谷 弘之	○		19	道下 和子	○	
8	財間 敏行	○		20	島津 秀樹	○	
9	森兼 貢	○		21	天根 公昭	○	
10	前田 耕廣	○		22	青才 弘江	○	
11	宮崎 譲	○		23	松長 百合子	○	
12	竹森 達	○		24	名越 光紀	○	

農地利用最適化推進委員の出席状況

事務局出欠状況

役職	氏 名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席
(本庁)				(口和出張所)			
事務局長	黒木 和彦	○		出張所長	麻尾 浩祥		○
係 長	中村 征巳	○		主 任	小田 正儀	○	
主 任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
主 事	辻田 成美	○		出張所長	石原 豊年		○
(西城出張所)				主 任	藤原 直人		○
出張所長	山口 博昭		○	(比和出張所)			
主任	細川 美加	○		出張所長	小田 雅平		○
				主 任	桑原 惣		○
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	中島 智治		○	出張所長	佐々木 敏也		○
主 事	宮永 竣介	○		主事	荻原 綾乃		○

係長	ただ今より、令和３年度第９回庄原市農業委員会総会を開催いたします。（午後１時３０分） 本日黒木事務局長は、議会对応等で欠席でございます。 それでは、道下会長より開会のご挨拶をいただき、引き続き庄原市農業委員会会議規則第６条の規定により、議長を務めていただきます。 （挨拶）
議長	それでは、会議を開会いたします。 ただ今の出席委員は２４名です。よって、本総会は成立していることをご報告いたします。
議長	続きまして本日の議事録署名者を指名させていただきます。２４番名越委員さん、１番植木委員さん、よろしくお願いいたします。
議長	まず、議案の訂正があるようですので事務局から説明をお願いいたします。
事務局員 （本庁）	議案第３号として「農用地利用配分計画原案の承認について」を追加させていただいております。それに伴い、各議案番号を修正しております。
議長	それでは、議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」を上程いたします。受付番号３４から３８の５件について、事務局から説明をお願いいたします。
事務局員 （本庁）	（議案説明資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 以下 略）
議長	以上で説明が終わりました。 ここで皆様からご質疑・ご意見を受け付けます。何かございますか。
４番木村委員	受付番号３６について、８０日で１５０００㎡をやるのは一般的に考えて不自然なように感じる。
事務局員 （本庁）	譲受人は兼業農家で、現在会社員として勤めながら農業されているという状況です。譲受人の父が主にされており、将来的な後継者としてされております。また、会社員として勤めながら行うということもありますので、農業従事日数は８０日程度になると考えております。

4 番木村委員	濁川町で譲受人が何カ所か借りておられるのだが、現実ほとんど手を入れてないということで今年注意したところ今年は耕されましたが、借りてから３年くらいほったらかしになっていた。 他の地域でもなかなか手が届いていないというのを聞いており、危惧するところがあったので質問した次第です。
議長	このことについて、他の方から何かございませんか。
1 番植木委員	この案件については名義を譲受人にすることですが、実際は兄弟と両親が中心で畜産や農業をやっておられるという認識を持っております。
議長	他にございませんか。
10 番前田委員	これは譲受人が実際に 15000 ㎡を持っているのか。それとも親が持っているのか。
事務局員 (本庁)	譲受人が収益権、もしくは所有権を持たれている面積です。
議長	和牛は誰の所有か分かるか。
事務局員 (本庁)	和牛の所有のことは分かりませんが、牛舎に行った際にはご兄弟やご両親と作業をされているのを見ております。 同一世帯ではないですが、２親等以内の親族ということで畜産や耕作を家族で携われているという状況です。
議長	他にご意見、ご質疑はございませんか。 (なしという声)
議長	それでは、ないようですので採決に移らせていただきます。 36 番だけ別に採決いたします。 「農地法第 3 条の規定による許可申請について」受付番号 34、35、37、38 の 4 件を一括で採決したいと思います。これにご異議はございませんか。 (なしという声)

議長	それでは受付番号 34、35、37、38 について申請の通り許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、決定されました。
議長	それでは受付番号 36 について、申請の通り許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手多数、決定されました。
議長	続きまして、議案第 2 号「農用地利用集積計画(12 月 28 日公告)の決定について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局員 (本庁)	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画書の令和 3 年 11 月期の申し込み分については、「令和 3 年 12 月 28 日公告 利用権設定内訳」のとおりです。 今回は利用権設定(一般分)が合計 16 件、72,803 ㎡、利用権設定(農地中間管理事業分)が合計 2 件、10,992 ㎡となっております。 以上の農用地利用集積計画はこの農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。
議長	以上で説明が終わりました。しばらく資料にお目通しください。 ここで何かご質疑・ご意見等ございますか。 (なしという声)
議長	それでは、ないようですので採決に移らせていただきます。 「農用地利用集積計画の決定について」提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、決定されました。
議長	続きまして、議案第 3 号「農用地利用配分計画原案の承認について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。
事務局員 (本庁)	農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条により本市農業振興課から本市農業委員会に対して計画原案への意見を求められております。 内容は、先ほど承認いただいた利用権設定(農地中間管理事業分)に関するものが 2 件です。

議長	利用集積計画に挙げられていた 2 件 10,992 m²について、東城町小奴可の 1,222 m²を〇〇へ、七塚町の 9,770 m²を〇〇様へ配分する計画となっております。 以上の配分計画原案は、この農業委員会の承認後、広島県知事が認可し公示されます。 以上で説明が終わりました。 皆様からご質疑・ご意見等はございますか。 (なしという声)
議長	ないようですので、採決に移らせていただきます。 「農用地利用配分計画原案の承認について」提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、決定されました。
議長	続きまして、議案第 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程いたします。 受付番号 4 について事務局からの説明をお願いいたします。
事務局員 (本庁)	(説明 以下 概要) 受付番号 4 位置等：説明資料の 3・4 ページに記載 転用事由：農業用倉庫、農作業場、資材置場 資金計画：全額自己資金 他 法 令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：農業用施設用地に変更済み その他：平成 21 年に 200 m²未満の農業用施設の届出によって建設された、既存の乾燥調整施設が既にある
議長	以上で説明が終わりました。 皆様から何かご質疑・ご意見等はございますか。 (なしという声)
議長	ないようですので採決に移らせていただきます。 それでは受付番号 4 について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めま

議長	す。 挙手全員、決定されました。 続きまして、議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。 受付番号 35 から 36 の 2 件について事務局からの説明をお願いいたします。
事務局員 (東城出張所)	受付番号 35 位置等：説明資料の 5・6 ページに記載 転用事由：太陽光発電設備 資金計画：全額自己資金 他 法 令：再生可能エネルギー発電事業計画認定済み 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外済み その他：10 月 27 日に地元住民へ説明会を实地し、地元住民から要望あり ① 法面と水路の整備を行う ② ため池について、水が溜まらないように排水できる状態にしておく 要望について業者が対応することを確認済み 受付番号 36 位置等：説明資料の 5・13 ページに記載 転用事由：太陽光発電設備 資金計画：全額自己資金 他 法 令：再生可能エネルギー発電事業計画認定済み 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外済み その他：10 月 27 日に地元住民へ説明会を实地し、地元住民から要望あり ① ため池につながる道の整備を行う ② 既存設備の排水管の詰まりの解消もしくは取替工事を行う ③ 水をため池へ流れるように水路を一本横断させる 要望について業者が対応することを確認済み
議長	以上で説明が終わりました。 ここで皆様の方から何かご質疑・ご意見はございますか。
5 番三吉委員	全体計画の中の一部に農地があるという形で、かなり大規模な太陽光発電設備になると

	思うが、それぞれの敷地面積が分かれば教えてほしい。
事務局員 (東城出張所)	全体面積について、受付番号 35 は 5266 m²、受付番号 36 は 7650 m²となっております。
議長	他にございませんか。
8 番財間委員	受付番号 35、36 について、両方太陽光パネルの枚数が多い。付近にため池があると水の流出が急に出てくる現象が起きると思うが、その辺も考えているのか。
事務局員 (東城出張所)	元々集落の方も雨水等はとても心配しておられて、そういったところも含めて 10 月下旬に説明会をさせていただいております。今から着工を進めていく上で、雨水の心配が出たときは随時対応していただきますということで、業者から回答をもらっております。 それによって事業計画に変更が出てくれば、またその都度総会に付ける必要があるとは思いますが、対応はしてくださるということを説明会の方で聞いております。
議長	他にございませんか。
議長	住民への説明会について、開催する際の呼びかけや人数について詳しいことを教えてほしい。
事務局員 (東城出張所)	説明会を実施するに当たっての経過になりますが、この地域が農振農用地区域に含まれておりましたので、その除外の際に一定期間の公告を設けるようになっております。その公告の間に、住民の方から意見をいただける期間がありまして、その期間の中で水害等の心配があるということで意見をもらいました。 そのため、説明会等を実施して住民の理解を得るようにしてくださいということで、業者へお願いしました。この地域の窓口になってくださる方がいらっしゃいまして、その方と業者さん、それぞれやりとりをしていただいて、実際、地元住民の方が 7 名、庄原市役所が 2 名、業者の方 1 名の計 10 名で、説明会を実施いたしました。 説明会の日程が急遽決まったということもありまして、農業委員さんのご都合が合わなかったのですが、以上の 10 名で開催させていただきました。
議長	皆様から他に何かございませんか。
1 番植木委員	地元から色々と要望が出て業者に対応していただくとのことだが、要望通りになってい

事務局員 (東城出張所)	るかの最終確認は誰が行うのか。 その確認を誰が行うのかということまでは決まてはいないのですが、今の窓口になってくださっている住民の方が施工状況について報告していただけると考えております。
議長	他にございませんか。 (なしという声)
議長	ないようですので採決に移らせていただきます。 「農地法第5条の規定による許可申請について」受付番号 35・36 の2件を一括で採決したいと思います。 これにご異議はございませんか。 (なしという声)
議長	それでは受付番号 35・36 の2件について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、決定されました。
議長	続きまして、議案第6号「非農地証明申請について」を上程いたします。 受付番号 29 から 36 の8件について、事務局からの説明をお願いします。
事務局員 (本庁)	(説明 以下 概要) 受付番号 29 位置等：説明資料 3・21 ページに記載 潰廃事由：長年にわたり水害に悩まされていたところであり、昭和 40 年代後半の水害被害の後、昭和 54 年頃に前の所有者が水害防止のために塀や建物を建築した。以後は宅地として利用している。 現地確認：現地は塀や家が建設されており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。 その他：顛末書の添付あり 受付番号 30 位置等：説明資料 3・22 ページに記載 潰廃事由：〇〇番は昭和 50 年頃植林し、現在は山林となっている。

事務局員 (高野出張所)	受付番号 36 位置等：説明資料 30・31 ページに記載 潰廃事由：昭和 56 年頃に建物を建てるため、田を埋め立て、宅地として現在に至る。 現地確認：現地は宅地として利用されて 40 年が経過しており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。 その他：顛末書の添付あり
議長	以上で説明が終わりました。 皆様からご質疑・ご意見はございますか。 (なしという声)
議長	ないようですので採決に移らせていただきます。 「非農地証明申請について」受付番号 29 から 36 の 8 件を一括で採決をしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。 (なしという声)
議長	それでは、受付番号 29 から 36 の 8 件について申請の通り証明することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、決定されました。
議長	以上をもちまして本日上程いたしました議案の審議をすべて終了いたします。
議長	続いて、会長報告です。 ・ 11 月 8 日 女性協議会 三役会議 ・ 9 日 女性委員新任者研修 ・ 16 日 広報委員会 ・ 18 日 常設審議会 ・ 19 日 新規就農者の査定会議 ・ 12 月 2 日 ウーマンネット役員会 について報告を行った。
議長	引き続き「その他」について事務局の説明を求めます。

事務局員 (本庁)	(その他事項について資料にて説明) ・ 第 7 回役員会 ・ 今後の主な日程 について報告を行った。
議長	皆様から他に何かございますか。
4 番木村委員	・ 水田活用の直接支払交付金 について情報提供を行った。
議長	他にございませんか。 (なしという声)
議長	以上で本日の日程をすべて終了しました。 これをもって、第 9 回農業委員会総会を閉会といたします。(午後 2 時 44 分)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

令和 3 年 12 月 6 日

議 長
(道下 和子) _____

24 番委員
(名越 光紀) _____

1 番委員
(植木 登夫) _____